# 監 査 報 告 書

令和８年５月２９日

公益社団法人ひょうご農林機構
理事長　　多　田　勝　利　様

監事　　森　下　　二三哉　　㊞

監事　　猪　澤　　敏　一　　㊞

監事　　藤　本　　辰　也　　㊞

私たち監事は、公益社団法人ひょうご農林機構（以下、「当機構」という。）の令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの令和７年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 99 条第１項の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１　監査の方法及びその内容

当機構の財務の状況及び事業の執行状況を把握するため、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じ重要な決裁書類等を閲覧しました。

さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制を整備している」旨の通知を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正に監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人から計算書類等の監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等を監査しました。

２　監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当機構の状況を正しく示していると認めます。

② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 事業報告に記載されている内部統制システムに関する理事会決議及びその体制下の理事の職務の執行は、おおむね相当であると認めます。

（２）計算書類等及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

会計監査人 公認会計士渡邉康夫の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以 上